

特定非営利活動法人
枚方交野国際奉仕活動協会 定款

第一章 総則と事業

第1条 (名称)

この法人の名称を「特定非営利活動法人 枚方交野国際奉仕活動協会」と称し、通称を「HIKIVA」とする。(以下、本協会という)

第2条 (事務所)

本協会の主たる事務所を枚方市に置く。

第3条 (目的)

本協会は、ネパール連邦民主共和国（以下、ネパールという）の子ども達への教育支援を行い識字率の向上を図り、子ども達の健全な育成を図ると共に、両国民間の交流を通じて文化を理解し合い、友情を深めることを目的とする。

第4条 (活動の種類)

本協会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表11号（国際協力の活動）、同13号（子どもの健全育成を図る活動）を行う。

第5条 (事業の種類)

本協会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に関わる次の事業を行う。

- (1) ネパールの子ども達に対する奨学支援事業（里親運動）
- (2) ネパールにおける学校建設事業
- (3) ネパールの先生育成及び交流事業
- (4) ネパールの青少年教育の調査及び研究活動事業
- (5) 前各号の活動推進の為に広報及び啓発事業

2. 本協会は、前項の事業を実施するため、「日本ネパール里親の会」を設置する。「日本ネパール里親の会」に関して必要な事項は役員会において定める。

第6条 (事業年度)

本協会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第二章 会員

第7条 (種別)

本協会の会員は次の通りとし、里親会員及び賛助会員を法上の社員とする。

- (1) 里親会員 本協会の目的に賛同して里親となり入会した個人或いは団体
- (2) 賛助会員 里親ではないが、本協会の事業を賛助するために入会した個人或いは団体

第8条 (入会と承認)

入会を希望する人は所定の入会申込用紙に記入の上事務局に提出する。

入会の承認は事務局長が行う。事務局長は、会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第9条 (会費)

会員は役員会が定める会費（里親会員については会費及び奨学支援金）を納入する。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号のいずれかに該当したとき、その資格を失う。但し、第4号においては、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 退会を事務局長に申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年間会費を滞納したとき。
- (4) 会員がこの定款に違反し若しくは本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をし、役員会が除名を決議したとき。

第三章 役員

第11条 (種別)

本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3～8人
 - (2) 監事 1～2人
2. 理事のうち、1人を会長、1～2人を副会長とする。
 3. 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
 4. 会長、副会長は、理事の互選により定める。
 5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 6. 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない。

第12条 (職務)

会長は、本協会を代表し、その業務を統括し代表権を有する。会長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 理事は、役員会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第13条 (任期)

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第14条 (欠員)

役員のうち、その定款の3分の1を超える欠員が生じた場合には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条 (解任)

役員が、心身に支障をきたし職責を果たせないとき、又職責上の業務違反などの役員として相応しくない行為があったとき、総会の議決により解任することができる。但し、役員会で当該役員に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第16条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は会長が別に定める。

第四章 総会

第17条 (種類、構成及び定足数)

本協会の総会は通常総会と臨時総会とする。総会は会員をもって構成し会員の過半数をもって成立する。

第18条 (開催)

通常総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に行う。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の要請があったとき。
 - (3) 監事が第12条第4項第4号の規定により招集したとき。

第19条 (招集)

総会は会長が招集する。但し第18条第2項第3号の場合は監事が招集する。

2. 会長は、第18条第2項第2号による要請があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かねばならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、議事、審議内容を記載した書面をもって14日前までに会員に通知しなければならない。

第20条 (議長)

総会の議長は総会において会員の中から選出する。

第21条 (決定事項)

総会では次の事項を決定する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選出又は解任、並びに、職務及び報酬
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) 事業計画及び事業予算の承認
- (7) その他運営に関する重要事項

第22条 (議決)

総会における議決事項は、第19条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第23条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第17条、第22条第2項、第24条第1項第3号及び第40条の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わるできない。

第24条 (議事録)

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 出席した会員の数(書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名又は記名押印しなければならない。

第五章 役員会

第25条 (構成)

役員会は理事をもって構成する。

第26条 (機能)

役員会は、この定款で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第27条 (開催)

役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

第28条 (招集)

役員会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに理事に通知しなければならない。

第29条 (議長)

役員会の議長は、会長が当たる。

第30条 (議決等)

本協会の業務は、理事の過半数の承認をもって決する。

第31条 (議事録)

役員会の議事は、議事録を残す。

第六章 資産及び会計

第32条 (資産)

本協会の資産は、財産目録に記載された資産の他、会費及び寄付金、資産から生じる収益、事業に伴う収益、その他収益をもって構成する。

第33条 (資産の管理)

資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第34条 (経費の支弁)

本協会の経費は、資産をもって支弁する。

第35条 (事業計画及び予算)

本協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2. 本協会の必要に応じて特別会計を設けることができる。

第36条 (予備費の設定及び使用)

前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

第37条 (暫定予算)

第35条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第七章 事務局

第38条 (設置)

本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局の職員は、会長が任免する。

第39条 (書類及び帳簿の備え置き)

主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかねばならない。

- (1) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第八章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

第40条 (定款の変更)

この定款の変更は、総会において会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第41条 (解散)

本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 総会の決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第42条 (残余財産の処分)

解散後の残余財産は法第11条第3項に掲げる者のうち解散を決議する総会に出席した会員の2分の1以上の議決を経た団体に帰属させるものとする。

第九章 雑則

第43条 (公告)

本協会の公告は官報に掲載して行う。

2. ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本協会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第44条 (委任)

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、会長が別に定める。

附則

1. 本定款はこの法人の成立の日から施行する。尚、本協会の設立当初の役員は、第11条第3項及び第4項の規定に拘らず、別紙名簿の通りとし、その任期は第13条の規定に拘らず、2002年2月28日までとする。

2. この法人の設立時の会費は第9条の規定に拘らず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 里親会員

会費	年額	3,000円	奨学支援金	年額	14,000円
----	----	--------	-------	----	---------

(2) 賛助会員

会費	年額	3,000円
----	----	--------

3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立初年度の事業年度は第6条の規定にかかわらず、成立の日から2001年12月31日までとする。